

# 令和元年度会計

財務監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和2年10月

島根県監査委員

監 第 76 号  
令和2年10月16日

島根県議会議長  
島根県知事  
島根県教育委員会教育長  
島根県公安委員会委員長  
島根県人事委員会委員長  
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 須山 隆

島根県監査委員 山根 成二

島根県監査委員 大國 羊一

島根県監査委員 後藤 勇

#### 令和元年度会計に係る財務監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和元年度会計に係る財務監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第14項の規定による措置状況の通知については、令和3年9月16日（木）までにしてください。

# 目 次

## 財務監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査実施機関及び方法	1
3	監査実施期日	2
第2	監査の結果	2
1	監査結果	2
(1)	総括	2
(2)	指摘・指示事項	2
(3)	重点的監査事項	3
2	指摘事項	4
(1)	収入関係事務	4
(2)	支出関係事務	4
3	指示事項の主なもの	5
(1)	収入関係事務	5
(2)	支出関係事務	5
(3)	契約関係事務	5
(4)	財産関係事務	5

## 意 見

第1	本年度の意見	6
1	財務監査の結果に関する意見	6
(1)	会計事務の適正化について	6
(2)	物品管理の適正化について	6
(3)	現金収入事務の適正化について	7
2	組織及び運営の合理化に資するための意見	7
(1)	内部統制制度の運用について	7
(2)	新型コロナウイルス感染症対策を契機とした業務改善について	8

第2	昨年度の意見に対する措置状況の評価	9
----	-------------------	---

参 考
-----

別紙1	令和元年度会計・財務監査実施機関及び実施期日（本庁等）	10
別紙2	〃（地方機関：実地監査）	11
別紙3	〃（地方機関：書面監査）	12

## 財務監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象事務

令和元年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る財務監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査を実施した。実施に当たっては、「内部統制に係るリスク評価と対応策の整備状況について」を重点的監査事項とした。

なお、監査対象期間は、原則として令和元年度であるが、一部の地方機関においては、監査を令和元年度下半期に行う関係上、平成30年度下半期から令和元年度上半期を対象とした。

#### 2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関のうち214機関について監査を実施した。

本庁等は、対象機関83機関の全てについて実地監査<sup>\*1</sup>を行った。また、地方機関は、対象機関141機関のうち、59機関について実地監査を、72機関について書面監査<sup>\*2</sup>を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症対策を優先・徹底し、その範囲内での活動としたことから、県外及び離島の機関は、テレビ会議システム利用に変更し、離島の県立立学校は書面監査に変更した。

(単位：機関)

区分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本庁等	83	83	83	—
地方機関	141	131	59	72
計	224	214	142	72

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

### 3 監査実施期日

本 庁 等 令和2年7月20日から8月24日まで（別紙1のとおり）  
地 方 機 関 令和元年12月12日から令和2年3月17日まで及び  
令和2年5月29日から7月28日まで（別紙2及び3のとおり）

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果

#### (1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果については次のとおりである。

#### (2) 指摘・指示事項

指摘事項<sup>※3</sup>は、収入に関するものが1件、支出に関するものが2件であった。

指示事項<sup>※4</sup>は、収入、支出、契約及び財産に関するものが87件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	1	2	0	0	0	3	2
指示事項	0	31	15	14	0	27	87	100
合 計	0	32	17	14	0	27	90	102

#### ※3 指摘事項

財務監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関として意思決定をしていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

#### ※4 指示事項

指摘事項に該当しないもので、公表しないが、該当機関に対して文書によって指示し、是正又は改善等を求めることが適当なもの

### (3) 重点的監査事項

内部統制に係るリスク評価と対応策の整備状況について

平成29年に地方自治法が改正され、都道府県及び政令指定都市においては、内部統制制度の導入が義務化され、令和元年度に内部統制の仕組みを整備し、今年度から運用されている。

今回の財務監査では、運用が始まった内部統制制度への各所属の理解度、運用状況、内部統制制度を進める上での課題等を把握する観点から重点的監査事項として監査を行った。

その結果、各所属では、内部統制制度の必要性や目的は理解されているが、実際にどのように業務に反映していくのかについては、十分浸透していないと思われる所属が多く見られた。

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

## 2 指摘事項

### (1) 収入関係事務

収入の会計年度所属区分を誤っているもの

随時の収入に当たる県立学校施設の使用に係る光熱水費等の負担金のうち、2月及び3月分について、令和元年度（平成31年度）に入って納入通知を行ったが、平成30年度の収入として処理をしていた。

平成31年 2月分電気料経費負担

金額 268,506円

納入通知日 平成31年 4月11日

外16件

(飯南高等学校)

### (2) 支出関係事務

#### ① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの

退職手当に係る源泉所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金 6,451,503円

法定納期限 令和元年 5月10日

支払日 令和 2年 2月 7日

延滞税 125,400円

不納付加算税 322,500円

外1件

(人事課)

#### ② 支払額を誤っているもの

消費税及び地方消費税が課されない土地の賃貸借契約において、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う差である3%に相当する額を積算額に算入して契約を締結し、支出していた。

島根県防災行政無線大麻中継局設置

対象期間 平成31年 4月 1日～令和元年 9月30日

契約（支出済）額 86,710円

正当額 84,301円

差額 2,409円

外 9件

(消防総務課)

### 3 指示事項の主なもの

#### (1) 収入関係事務

使用料等の収入について、収入調定時期が適当でないものがあった。

#### (2) 支出関係事務

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為書を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3か月以上遅延したものがあつた。

#### (3) 契約関係事務

契約書の袋とじ部分に割印がないものや、履行検査における検査員の指定が適当でないものがあった。

#### (4) 財産関係事務

##### ① 財産事務

行政財産の使用許可台帳の記載に不備があるものがあった。

##### ② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿を作成していないものがあつた。

## 第1 本年度の意見

### 1 財務監査の結果に関する意見

#### (1) 会計事務の適正化について（各執行機関）

今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、支出関連諸帳簿の未整理、契約書作成方法の不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。

これらは、かねてから監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項について、今回も多く指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組みを一層進める必要があることを示している。

については、各執行機関においては、今年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。

#### (2) 物品管理の適正化について（各執行機関、出納局）

物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録簿の未出力及び使用責任者の押印漏れ等、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。

これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。

については、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、会計事務研修や会計検査の機会を利用し、会計事務担当者に対する制度の周知に努められたい。

### (3) 現金収入事務の適正化について（各執行機関、出納局）

今回の監査では、現金の収受、領収証書の発行、現金の管理及び払込みの一連の事務処理において、定期的にチェックする体制が不備と考えられるものや、書き損じの領収証の処理方法が適当でないもの、連番や領収済年月日等の記載誤りなどが多く見受けられた。

現金収入事務は、違法行為、不正、ミス等のリスクを常に伴っており、取扱いを誤ると重大な問題を引き起こす可能性があるため、細心の注意を払って事務を執行する必要がある。

については、各執行機関においては、事務処理の徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、現金収入事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、出納員その他の会計職員に対する研修や会計検査の機会を利用し、現金収入事務を取扱う所属への指導に努められたい。

## 2 組織及び運営の合理化に資するための意見

### (1) 内部統制制度の運用について（各執行機関、人事課）

今年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、教育委員会及び警察本部において内部統制制度の運用が始まり、監査委員は、知事が作成した内部統制評価報告書の審査を行い、意見を付することとされている。

各所属では、所属長をはじめ、担当職員に制度の必要性や目的について理解が浸透していること、また、リスク評価シートのリスクの情報共有については、今年7月に再点検の機会もあり、多くの所属で関係職員へ情報共有されていることはヒアリングを通じて確認できた。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応に追われ、所属全体への周知が必ずしも十分ではないところも一部見受けられた。

リスク評価シートを活用したリスク対応策については、多くの所属で、既存のチェックリストやマニュアルにより、対策が講じられているということだったが、今回作成されたリスク評価シートをどのように活用したらよいかわからないという所属がほとんどであった。

また、近年、内部管理事務が増える中、内部統制制度が加わることで、業務が増えることを懸念する所属もあった。

内部統制制度は、その体制整備に伴い、一時的に職員の業務量は増加するものの、事務の手戻りの減少や、不適正な事務処理発生リスクが軽減されるなど、安心して業務に従事できる環境が整い、職員にとって働きやすい職場環境の実現に繋がるものである。

については、内部統制制度の運用に当たっては、知事のリーダーシップのもと、適正な事務処理が確保されるための真に有効かつ効率的な取組となるよう、改善・充実に取り組まれない。

## (2) 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした業務改善について（人事課）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、県では、不要不急の出張や対面会議が中止・延期を余儀なくされた。その対応として、書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会の実施などが進展したほか、必要最小限の出席者への絞り込みやイベントの必要性の再検討が行われるなど、結果として「いきいきと働きやすい職場づくり」を推進する業務改善の契機ともなっている。

については、新型コロナウイルス感染症の終息後においても、特例としてではなく、本来の業務改善の取組として、例えば、テレビ会議の活用をセキュリティ面にも留意しながら推進するなど、引き続き、効果的な業務改善に取り組まれない。

## 第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 定期監査の結果に関する意見
  - (1) 内部統制体制の確立について
  - (2) 会計事務の適正化について
  - (3) 物品管理の適正化について
  - (4) 学校におけるコンピュータシステムの保守管理について
- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
  - (1) 随意契約について
  - (2) 旅費の適正な執行及び旅費制度の職員への周知について

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
  - 2 (2) 旅費の適正な執行及び旅費制度の職員への周知について
- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
  - 1 (1) 内部統制体制の確立について
  - 1 (2) 会計事務の適正化について
  - 1 (3) 物品管理の適正化について
  - 1 (4) 学校におけるコンピュータシステムの保守管理について
  - 2 (1) 随意契約について
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

令和元年度会計・財務監査実施機関及び実施期日  
(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和2年8月17日
	秘書課	令和2年7月20日
	広聴広報課	令和2年7月22日
	統計調査課	令和2年7月29日
総務部	総務課	令和2年8月20日
	人事課	令和2年7月20日
	財政課	令和2年8月19日
	税務課	令和2年7月27日
	管財課	令和2年7月27日
	営繕課	令和2年7月27日
	総務事務センター	令和2年8月17日
防災部	消防総務課	令和2年7月28日
	防災危機管理課	令和2年7月28日
	原子力安全対策課	令和2年8月20日
地域振興部	地域政策課	令和2年7月27日
	しまね暮らし推進課	令和2年7月21日
	市町村課	令和2年7月21日
	情報政策課	令和2年7月21日
	交通対策課	令和2年7月21日
環境生活部	環境生活総務課	令和2年7月22日
	人権同和対策課	令和2年7月20日
	文化国際課	令和2年7月20日
	スポーツ振興課	令和2年7月20日
	自然環境課	令和2年8月4日
	環境政策課	令和2年7月21日
廃棄物対策課		令和2年7月21日
健康福祉部	健康福祉総務課	令和2年8月24日
	地域福祉課	令和2年8月20日
	医療政策課	令和2年8月20日
	健康推進課	令和2年7月22日
	高齢者福祉課	令和2年8月19日
	青少年家庭課	令和2年8月24日
	子ども・子育て支援課	令和2年8月24日
	障がい福祉課	令和2年7月29日
	薬事衛生課	令和2年8月24日
農林水産部	農林水産総務課	令和2年8月18日
	農業経営課	令和2年7月27日
	産地支援課	令和2年7月27日
	農畜産課	令和2年7月27日
	農村整備課	令和2年8月17日
	農地整備課	令和2年8月17日
	林業課	令和2年7月27日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
農林水産部	森林整備課	令和2年7月27日
	水産課	令和2年7月28日
	漁港漁場整備課	令和2年7月28日
商工労働部	商工政策課	令和2年8月19日
	観光振興課	令和2年7月27日
	しまねブランド推進課	令和2年8月17日
	産業振興課	令和2年8月4日
	企業立地課	令和2年7月28日
	中小企業課	令和2年8月18日
	雇用政策課	令和2年7月28日
土木部	土木総務課	令和2年8月18日
	技術管理課	令和2年7月21日
	用地対策課	令和2年7月20日
	道路維持課	令和2年8月4日
	道路建設課	令和2年8月4日
	高速道路推進課	令和2年8月4日
	河川課	令和2年7月20日
	斐伊川神戸川対策課	令和2年7月20日
	港湾空港課	令和2年7月21日
	砂防課	令和2年7月20日
	都市計画課	令和2年7月21日
	下水道推進課	令和2年7月21日
	建築住宅課	令和2年7月22日
出納局		令和2年8月4日
企業局		令和2年7月7日
病院局		令和2年7月8日
議事事務局		令和2年8月4日
教育委員会	総務課	令和2年8月19日
	教育施設課	令和2年8月17日
	学校企画課	令和2年7月27日
	教育指導課	令和2年7月28日
	特別支援教育課	令和2年7月28日
	保健体育課	令和2年7月20日
	社会教育課	令和2年7月29日
	人権同和教育課	令和2年7月20日
	文化財課	令和2年8月20日
福利課	令和2年7月29日	
公安委員会	警察本部	令和2年7月29日
人事委員会事務局		令和2年8月24日
監査委員事務局		令和2年7月20日
労働委員会事務局		令和2年8月18日

計	83 機関
---	-------

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

令和元年度会計・財務監査実施機関及び実施期日  
(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部	☆隠岐支庁県民局	令和2年6月5日
	☆隠岐支庁農林局	令和2年6月5日
	☆隠岐支庁水産局	令和2年6月5日
	☆隠岐支庁県土整備局	令和2年7月15日
	東部県民センター	令和2年6月2日
	西部県民センター	令和2年6月8日
	☆東京事務所	令和2年6月4日
	自治研修所	令和2年1月31日
環境生活部	美術館	令和2年1月31日
健康福祉部	出雲保健所	令和2年1月21日
	浜田保健所	令和2年1月20日
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	令和2年1月31日
	中央児童相談所	令和2年1月22日
	浜田児童相談所	令和2年1月30日
	心と体の相談センター	令和2年1月31日
農林水産部	東部農林振興センター	令和2年6月2日
	東部農林振興センター雲南事務所	令和2年6月2日
	西部農林振興センター	令和2年7月13日
	西部農林振興センター県央事務所	令和2年7月13日
	西部農林振興センター益田事務所	令和2年7月13日
	西部農林振興センター川本家畜衛生部	令和2年7月13日
	西部農林振興センター益田家畜衛生部	令和2年7月13日
	浜田水産事務所	令和2年6月8日
	商工労働部	☆大阪事務所
☆広島事務所		令和2年6月4日
東部高等技術校		令和2年1月21日
土木部	松江県土整備事務所	令和2年7月15日
	雲南県土整備事務所	令和2年6月2日
	出雲県土整備事務所	令和2年6月9日
	県央県土整備事務所	令和2年6月9日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
土木部	浜田県土整備事務所	令和2年7月13日
	益田県土整備事務所	令和2年7月13日
	浜田河川総合事務所	令和2年1月20日
	宍道湖流域下水道事務所	令和2年7月15日
	浜田港湾振興センター	令和2年6月8日
企業局	東部事務所	令和2年7月7日
	西部事務所	令和2年7月7日
病院局	中央病院	令和2年7月8日
	こころの医療センター	令和2年7月8日
教育委員会	出雲教育事務所	令和2年1月28日
	益田教育事務所	令和2年1月15日
	東部社会教育研修センター	令和2年1月28日
	西部社会教育研修センター	令和2年1月28日
	青少年の家	令和2年1月28日
	少年自然の家	令和2年1月30日
	松江北高等学校	令和2年1月22日
	松江東高等学校	令和2年2月5日
	横田高等学校	令和2年1月15日
	出雲高等学校	令和2年1月28日
	大社高等学校	令和2年1月30日
	島根中央高等学校	令和2年1月24日
	浜田商業高等学校	令和2年1月20日
	益田高等学校	令和2年1月15日
	吉賀高等学校	令和2年1月14日
江津清和養護学校	令和2年1月30日	
公安委員会	出雲警察署	令和2年1月30日
	川本警察署	令和2年1月24日
	浜田警察署	令和2年1月30日
	益田警察署	令和2年1月15日

計

59 機関

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～3年に1回の間隔で実施

(注) ☆は、テレビ会議システムを利用して実施

令和元年度会計・財務監査実施機関及び実施期日  
(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関
総務部	★ 隠岐支庁隠岐保健所
	東部県民センター雲南事務所
	東部県民センター出雲事務所
	西部県民センター県央事務所
	西部県民センター益田事務所
	公文書センター
防災部	消防学校
環境生活部	芸術文化センター
健康福祉部	雲南保健所
	県央保健所
	益田保健所
	出雲児童相談所
	益田児童相談所
	わかたけ学園
	女性相談センター
	食肉衛生検査所
農林水産部	東部農林振興センター出雲事務所
	東部農林振興センター松江家畜衛生部
	東部農林振興センター出雲家畜衛生部
商工労働部	西部高等技術校
教育委員会	松江教育事務所
	浜田教育事務所
	★ 隠岐教育事務所
	島根県教育センター
	浜田教育センター
	図書館
	古代出雲歴史博物館
	安来高等学校
	情報科学高等学校
	松江南高等学校
	松江工業高等学校
	松江商業高等学校
	松江農林高等学校
	宍道高等学校
	大東高等学校
	三刀屋高等学校

部 局	監査実施機関
教育委員会	飯南高等学校
	平田高等学校
	出雲工業高等学校
	出雲商業高等学校
	出雲農林高等学校
	大田高等学校
	邇摩高等学校
	矢上高等学校
	江津高等学校
	江津工業高等学校
	浜田高等学校
	浜田水産高等学校
	益田翔陽高等学校
	津和野高等学校
	★ 隠岐高等学校
	★ 隠岐島前高等学校
	★ 隠岐水産高等学校
	盲学校
	松江ろう学校
	浜田ろう学校
	松江養護学校
	出雲養護学校
	石見養護学校
	浜田養護学校
益田養護学校	
★ 隠岐養護学校	
松江清心養護学校	
松江緑が丘養護学校	
公安委員会	松江警察署
	安来警察署
	雲南警察署
	大田警察署
	江津警察署
	津和野警察署
	★ 隠岐の島警察署
★ 浦郷警察署	

計 72機関

監査実施期日	隠岐地区以外の機関 令和元年12月12日～令和2年 3月17日
	隠岐地区の機関(★) 令和 2年 5月29日～令和2年 7月28日

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

令和元年度会計  
財務監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和2年10月発行  
島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎  
島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5442

FAX(0852)22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス [kansa@pref.shimane.lg.jp](mailto:kansa@pref.shimane.lg.jp)